

九州国立博物館

紀要「東風西声」第20号 抜刷

二〇二五（令和七）年三月

平戸藩主の印章

—『御家乗』と残された印章から—

松久 瓜
浦家 生
晃 孝
佑史 翠

平戸藩主の印章

―『御家乗』と残された印章から―

松浦晃佑
久家孝史
瓜生翠

はじめに

印章（はんこ）は、金属や木、石、象牙などに文様や文字を彫り、その印痕を押し付けて残し、文書の信頼性を保証したり、証拠の表示をしたり、あるいは封緘されていることを示すものである^①。

文書に捺す、あるいは封をするために捺される印章以外にも、書画の作者が署名・捺印する落款や、鑑賞者・所有者が捺す鑑蔵印、書物の所有者が捺す蔵書印もある。これらの印章は、文書に捺すための印章とは趣を異にし、形状や印文、書体に多彩なものがみられる。

日本における印章の研究史は先行研究^②に譲るが、印影を分析することと、それらの印章の所有者・使用者、捺された時代といった来歴の追跡につながることは改めて説明するまでもない^③。

本稿で取り上げる平戸藩主が用いた印章は、現在松浦史料博物館が所蔵している。特に、九代藩主・松浦清（号は静山）に関しては、彼が蒐集した多数の文物に捺した蔵書印、例えば「平戸藩蔵書」印・「子孫永宝」印・「楽歳堂図書記」印が残っていることは注目に値する。

これらの印影のある書画や書物は、清が直接蒐集に関与したこと、あるいは楽歳堂（後述）に収蔵されていたことが一目で分かるのだが、問題は同じ印文の印章が複数存在していて、過去に失われたものも含めて、どれがいつ捺されたのかを、明確にするのが難しいという点で

ある。

その解決の緒になるものが、『御家乗』^④の「印章」項である。『御家乗』の詳細については次章に譲るが、「印章」項（本稿末に該当頁の画像を掲載）には、六代藩主の篤信、八代藩主の誠信、九代藩主の清が使用した印章の印影や素材、鈕の形状、印章の篆刻者、印章の製作年などの情報が掲載されている。

本稿では、松浦史料博物館に残された平戸藩主の印章と、『御家乗』に掲載される印影とを照合し、印章の観察だけでは判明しない、印章の製作者や製作年、使用期間などを明らかにし、今後の研究に資することを目的とする。

なお、本稿の分担は、次のとおりである。「はじめに」と第二章は松浦が、第一章は久家が執筆し、第三章の表は瓜生と松浦が作成し、解説を付した。なお、本稿掲載画像は、松浦史料博物館の許可を得て、瓜生と松浦が撮影したものである。

（松浦）

一 『御家乗』とは

九代藩主の清は、平戸城御殿近くに楽歳堂文庫を、江戸の上屋敷に感恩斎文庫を置いた。特に、楽歳堂には「考索に益するものは、必ず

求めこれを置く^⑤」と国の内外を問わず、藩主時代より貴重な図書や什器の蒐集に余念なく精力をそそいだ。

楽歳堂については、現存する資料と目録類による研究がおこなわれてきた。『御家乗』については、楽歳堂に係る資料であると、以前は認知されていなかった。そのような中、岩崎義則氏は、『御家乗』が楽歳堂の蔵書目録であることを明らかにした。^⑥岩崎氏によると、「楽歳堂書目巻記シ有之御書物板（寛政十二年）^⑦」に、「平戸藩楽歳堂蔵書目録二十四卷」とあつて目録の分類が、「内篇簿」・「外篇簿」・「蛮国部簿」・「別録簿」・「附録簿」・「家乗目簿」となっていること。さらに「家乗目簿」については、「一卷 三十一葉 書籍百七十二卷又十三箱、印章七十九顆、挂幅四、器物二十七箇」とあり内容を検討した結果、『御家乗』は「家乗目簿」に相当するとした。松浦史料博物館の所蔵資料全体からみて首肯するべき内容である。

『御家乗』は、「七郎宮御宝物御佩刀御鑑図 式巻」から始まり、現在長崎県指定有形文化財になっている「蛮錨図（通辨一 訳文一／蛮語訳文一）式枚^⑧」が巻頭部分に確認できる。以下、「古書翰」・「賜文」・「先世自書」・「先世手作」・「先世文章」・「先世故物」・「伝授書目」・「印章」・「著述書」・「挂幅書画」・「文章」・「物産」に区分され、書名や名称が掲載されている。印章は、清以前の藩主が用いた「先世印」と、清が用いた「今印」に分類されるが、そこに記される当初印章の合計は、七十九顆である。これは「楽歳堂書目巻記シ有之御書物板（寛政十二年）」と同一であり、『御家乗』の書き始めの年が近いことを窺わせる。なお、「楽歳堂書目巻記シ有之御書物板（文化十五年）^⑨」には、印章九十四顆とあり、これは「今印」が増加していったことによるものと考えられる。「先世印」は合計十七顆のままで、経年による変化はみられないことが指摘できる。

（久家）

二 松浦清の使用印と印影

本章では、『御家乗』に最も多く印影が掲載されている清の印章について触れたい。研究史上、重要視される平戸藩主である清について、彼の印章と蒐集品に捺された印影について、詳細に触れておくことに意味があると思われる。

清が使用した代表的な印章には、次のものが知られる。

- （イ）「平戸藩蔵書」印
- （ロ）「子孫永宝」印
- （ハ）「楽歳堂図書記」印
- （ニ）「感恩斎」印（または、「感恩書斎」印、「感恩斎記」印、「感恩斎記録」印）
- （ホ）「源朝臣清」印（または、「源清之印」印、「源清」印）
- （ヘ）「平戸藩蔵」印

楽歳堂は清が安永八年（一七七九）に創設したと考えられている文庫である。（イ）・（ロ）・（ハ）については、平戸藩家臣が記した『平戸藩楽歳堂蔵書目録^⑩』の序文に触れられている。この序文は清が述べたことを家臣がまとめているものだが、そこには「云若夫毎巻、以平戸藩蔵書、子孫永宝、楽歳堂図書記、三印為記者、蓋恐他之所蔵混雜也」とある。つまり、混在を防ぐために、楽歳堂に収蔵される書画・書物には「平戸藩蔵書」印・「子孫永宝」印・「楽歳堂図書記」印を捺すことが明記される。

感恩斎は江戸に造られた書庫である。感恩斎に収められたものには（二）が捺された。

（ホ）と（ヘ）については、どのような場合に捺されたか不明である。ただし、『御家乗』によれば、（ホ）のような自らの名を表した印章は「印信」に分類され、用途を限定しない認印のような位置付けであろうか。一方、（ヘ）は「図書印」に分類されており、蔵書印として用いたことがわかる。

以下、第三章に掲載する表を参照しながら、論を進める。特に断らない限り、印影の番号は表の番号と一致する。

◆（イ）「平戸藩蔵書」印

印章は三顆伝わっている一方で、印影は『御家乗』に五種類掲載されている。

五種類の印影は、「長方形タイプ」の二顆（72番・79番）と、「正方形タイプ」の三顆（77番・85番・119番）に分けられる。

長方形タイプには違いが見られないが、「正方形タイプ」のうち、77番／85番・119番で、「藩」の「さんずい」の形状及び「蔵」字が異なる。すなわち、77番は「さんずい」に曲線があり、「蔵」字を用いるのに対し、85番・119番は「さんずい」が直線的であり、「矩」字を用いる。

この五種類の印影を便宜的に、A「長方形タイプ」（72番・79番）、B「正方形タイプ「蔵」」（77番）、C「正方形タイプ「矩」」（85番・119番）の三タイプに分けて、解説を加える。

A 長方形タイプ

72番：図1。前川虚舟刻。銅製。鈕が連環になっている。製作年は不

明。これに該当する印章が残っている。

73番「子孫永宝」印・74番「楽歳堂図書記」印・75番「楽歳堂図書記」印とともに、「以上四顆蔵書記章也、凡楽歳堂中所在書毎卷押此」と説明が付けられていることから、『御家乗』編纂時に楽歳堂蔵書印として用いるセットとして位置付けていたことが窺える。

ただし、おそらく、本来は文政元年（一八一八）までは、本章・73番・74番の三顆でセットであり、75番は74番焼失後に補ったものかと思われる。現状、本印章と73番が一つの箱に収納され（文政元年に焼失した74番を収めていたスペースは空いている）、75番が別に保管されていることから、それが推測される。

79番：図2。製作者不明。磁器製。鈕はないが、白雲文が彫られている。これに該当する印章は残っていない。

寛政三年（一七九一）に72番を模刻したもの。模刻した理由は不明だが、72番が摩耗したためかと考えられる。



図1 72番

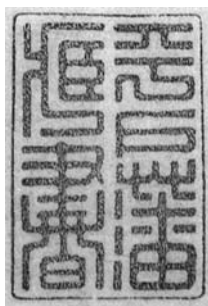


図2 79番

B 正方形タイプ「蔵」

77番：図3。前川虚舟刻。磁器製。鈕には蝦蟆（ガマ）が表されている。後述の理由により、これに該当する印章は残っていない。

「先所刻之平戸藩蔵書子孫永宝之二印、磨滅、天明六年丙午春

刻此印為記」とあることから、本印章より以前に使用していた「平戸藩蔵書」印があつて（ただし、印章・印影ともに伝わっていない）、それが磨滅したために、天明六年（一七八六）の春に製作したと説明される。

このことから、本印章の前段階の「平戸藩蔵書」印は、楽歳堂が創設されたとされる安永八年（推定）から天明六年春まで使用されていたことがわかる。

なお、本印章は文政元年（一八一八）に焼失したと説明される。『甲子夜話』によれば、この火災は十月七日に発生し、この火災により、本所にあつた平戸藩下屋敷が焼失している。¹³

『御家乗』及び『甲子夜話』の記載から、正方形タイプ「蔵」の「平戸藩蔵書」印は、天明六年春から文政元年十月七日まで使用されたと結論付けられる。

ただし、もし、前段階の「平戸藩蔵書」印と本印章とが同じ形状の印面であるとすれば、正方形タイプ「蔵」の「平戸藩蔵書」印の印影は、最も遡って安永八年（推定）から、文政元年十月七日までの間に捺された、と言うこともできるだろう。



図3 77番

C 正方形タイプ「蔵」

85番：図4。晋斎通刻。¹⁴銅製。鈕の情報は無い。これに該当する印章

が残っている。

77番が文政元年に焼失したため、翌年春に製作したものである。ただし、先述のように「蔵」の字が異なっているため、77番の完全な模刻ではない。「所蔵図書時或押之、非常用之者也」と説明されるように、蔵書時に捺すものであるが、常用のものではない、という位置付けの印章であることが窺える。

119番：図5。晋斎通刻。銅製。鈕の情報は無い。これに該当する印章が残っている。

118番「楽歳堂図書記」印・120番「子孫永宝」印・121番「平戸藩蔵」印とともに、平戸城保管分として、文政七年四月に製作したものである。この四顆は現在もセットとして一つの箱に収められて伝わっており、四顆ともに素材と鈕の形状が同一である。

これら平戸城保管分の四顆に対して、「前印者在于江都邸」と説明される。「前印」が示す具体的内容は定かではないものの、本印章以外の「平戸藩蔵書」印は本所の下屋敷で保管、使用されたものであると理解するのが適当であろう。

さて、「蔵」の字が用いられる正方形タイプの「平戸藩蔵書」印のうち、江戸保管分の85番の印影については、文政二年春から、最長で清が死去する天保十二年（一八四一）六月二十九日までの間に捺されたといえる。

一方、119番の使用時期は、文政七年四月から、最長で天保十二年六月二十九日までと言える。ただし、印文や印影の形状が85番と見分けがつかず、正方形タイプ「蔵」の印影だけで使用時期と使用場所を厳密に区分することは困難である。

なお、清が文化三年に隠居して以降、平戸に戻ることはなかつ

たため、119番など平戸保管分四顆を自らが捺すことはなかったと考えられる。紛失や焼失に備えるためか、もしくは自身に代わって家臣などに捺させるために製作させたのではないかと推測される。



図4 85番



図5 119番

◆(口)「子孫永宝」印

印章は三顆伝わっている一方で、印影は『御家乗』に五種類掲載されている。

五種類の印影は、陽刻の三顆(73番・78番・80番)と、陰刻の二顆(86番・120番)とに分けられる。さらに、陽刻のもののうち、「孫」及び「永」の字の違いで、73番・80番/78番との二種類に分けられる。この五種類の印影を便宜的に、A「陽刻αタイプ」(73番・80番)、B「陽刻βタイプ」(78番)、C「陰刻タイプ」(86番・120番)の三タイプに分けて解説する。

A 陽刻αタイプ

73番：図6。前川虚舟刻。銅製。鈕が連環になっている。製作年不明。これに該当する印章が残っている。

内容は、先述の72番「平戸藩蔵書」印と同様であるので、割愛する。

80番：図7。製作者不明。磁器製。鈕はないが、白雲文が彫られている。これに該当する印章は残っていない。

内容は先述の79番「平戸藩蔵書」印と同様。本印章は寛政三年に73番を模刻したものである。

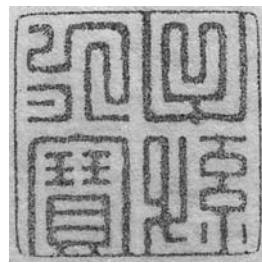


図6 73番

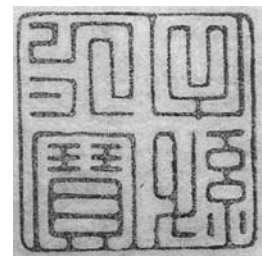


図7 80番

B 陽刻βタイプ

78番：図8。前川虚舟刻。磁器製。鈕には蝦蟆(ガマ)が表されている。天明六年の春に製作された。77番「平戸藩蔵書」印とともに、文政元年に焼失したため、これに該当する印章は残っていない。

本印章に付された説明によると、77番と同じく、本印章より以前に使用していた「子孫永宝」印が存在したことを示している。

陽刻βタイプの「子孫永宝」印は、正方形タイプ「蔵」の「平戸藩蔵書」印と同様、天明六年春から文政元年十月七日まで使用されたものである。

もし、前段階の「子孫永宝」印と本印章とが同じ形状の印面であるとするれば、陽刻βタイプの「子孫永宝」印の印影は、最も遡って安永八年(推定)から、文政元年十月七日までの間に捺されたと判断される。



図8 78番

C 陰刻タイプ

86番：図9。晋斎通刻。銅製。鈕の情報は無い。これに該当する印章が残っている。

内容は先述の85番「平戸藩蔵書」印と同様。78番が文政元年に焼失したため、翌年春に製作したものである。

120番：図10。晋斎通刻。銅製。鈕の情報は無い。これに該当する印章が残っている。

内容は、先述の119番「平戸藩蔵書」印と同様で、平戸城保管分として、文政七年四月に製作したものである。

陰刻タイプの「子孫永宝」印の印影のうち、江戸保管分の86番の印影については、文政二年春から、最長で清が死去する天保十二年（一八四一）六月二十九日までの間に捺されたといえる。ただし、陰刻タイプの印影だけ見て、86番か120番かを区別することは、やはり困難である。



図9 86番

◆（ハ）「楽歳堂図書記」印

印章は三顆伝わっている一方で、印影は『御家乗』に四類掲載されている。

四種類の印影は、縦長の長方形で字配りが「楽歳堂／図書記」となっている一類（74番）と、横長の長方形で字配りが「楽歳／堂図／書記」となっている三類（75番・76番・118番）とに分けられる。横長の長方形の三類は、その字体の違いで、75番／76番・118番との二種類に分けられる。

この四種類の印影を便宜的に、A「縦長タイプ」（74番）、B「横長αタイプ」（75番）、C「横長βタイプ」（76番・118番）の三タイプに分けて解説する。

A 縦長タイプ

74番：図11。前川虚舟刻。銅製。鈕に亀が表されていた。製作年は不明。後述の理由から、これに該当する印章は残っていない。

先述の72番「平戸藩蔵書」印の解説で触れたように、本印章は72番と73番「子孫永宝」印とセットであったと思われるが、文政元年の火災で焼失した。

本印章は「楽歳堂図書記」印のうち、最も古いものであると思



図10 120番

われる。なぜなら、後述するように、他の「樂歲堂図書記」印が本印章よりも後で製作されたもの、あるいはそのように推測されるからである。

そのため、本印章の使用時期は、最も遡って安永八年（推定）から、焼失する文政元年十月七日まで、となる。



図11 74番

B 横長αタイプ

75番：図12。平戸藩の職人が製作したもの。銅製。鼻鈕（穴があけられた鈕）。製作年は不明。これに該当する印章が残っている。

焼失した74番を補うために製作したものと思われるが、製作理由は分からない。

筆者らによる調査では、現在のところ、清の蒐集品にこの横長αタイプが捺されたものは発見されていない¹⁵。使用することよりも、「平戸藩蔵書」印と「子孫永宝」印とともに保管することの意味があつたのか、それとも清の氣に入らず、使用しなかったのか、判然としない。

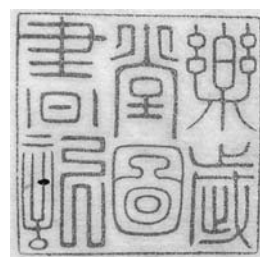


図12 75番

C 横長βタイプ

76番：図13。晋斎通刻。銅製。鈕の情報は無い。これに該当する印章が残っている。

74番の説明には、「此印（74番のこと）戊寅之災焚已、因明年改造見上」とあり、欄外に貼紙がなされているのが本印章の印影である。つまり、74番が文政元年に焼失したため、翌年に製作したのが本印章である。

製作年しかわからないが、85番「平戸藩蔵書」印・86番「子孫永宝」印と同じ篆刻者、製作年であるから、これら三顆は、同じタイミング（文政二年春）で製作したものであろう。本印章が85番・86番と同じ箱に収められて伝わっていることから、それが裏付けられる。

いつまで使用したのかの情報は無い。使用期間は、文政二年春から、最長で清が死去する天保十二年六月二十九日までであると推測される。

118番：図14。晋斎通刻。銅製。鈕の情報は無い。これに該当する印章が残っている。

119番「平戸藩蔵書」印・120番「子孫永宝」印と同じく、平戸城

保管分の四顆のうちの一つで、文政七年四月に製作したものである。



図13 76番



図14 118番

◆(二)「感恩齋」印

印章は一顆残っており、対応する印影(81番)が『御家乗』に掲載されている。

『御家乗』には他に、37番「感恩書齋」印、38番「感恩齋」印、43番「感恩齋」印、44番「感恩齋記」印、87番「感恩齋記録」印がある。以下、一つずつ確認する。

37番…「五島侯」(五島盛運か)刻。蠟石製。鈕に蓮華が表されている。製作年不明。

38番…源逸刻¹⁶。蠟石製。鈕に蓮華が表されている。製作年は寛政元年(一七八九)。

43番…山景順刻¹⁷。白蠟石製。反対面には、陰刻で「雪守」と刻されている。製作年不明。

44番…山景順刻。日光の蠟石製。鈕と製作年の情報はなく不明。

81番…稻毛直道刻¹⁸。銅製。鈕に魚が表されている。製作年は文化六年。この印影の右にある貼紙には、「文化六年己巳刻、江戸邸蔵書押之」とあり、本印章が江戸藩邸における蔵書に捺されていたことがわかる。

なお、本印章は現在、85番「平戸藩蔵書」印・86番「子孫永宝」印・76番「楽歳堂図書記」印と同じ箱に収められている。

87番…源逸刻。蠟石製。鈕に獅子が表されている。製作年は寛政元年。

◆(ホ)「源朝臣清」印

『御家乗』には、次の五種類の印影が掲載されている。

「源朝臣清」印が三顆(27番・28番・41番)、「源清之印」印が一顆(29番)、「源清」印が一顆(46番)である。ただし、いずれの印文を持つ印章は残されていない。以下、一つずつ確認する。

27番…高芙蓉刻¹⁹。白蠟石製。鈕に蛟が表されている。製作年不明だが、最も遡って、清が家督を継ぐ安永四年(一七七五)から、高芙蓉が死去する天明四年(一七八四)までの間であると思われる。

28番…前川虚舟刻。白蠟石製。鈕に蛟が表されている。製作年は不明。

29番…山景順刻。白蠟石製。反対面には、清の字である「小白」が陽刻で刻されている。製作年不明。

41番…山景順刻。白蠟石製。反対面には、陽刻で「字小白」と刻されている。製作年不明。

46番：製作者不明。象牙製。反対面には、陽刻で「覧」と刻されている。寛政二年の春の製作されたもの。

前四類が「印信」と分類されているが、本印章は「印鑑常佩之章」に分類されている。常に携帯した印章であったと思われる、背面に「覧」と刻されていることから、確認の印として用いたものであろう。

◆（へ）「平戸藩蔵」印

印章が二顆残っており、『御家乗』には、それぞれに対応する印影（88番・121番）が掲載される。なお、88番と121番は印面とサイズが同じである。

88番：源逸刻。銅製。鈕の情報はない。

本印章の説明によると、「蔵書之押印、戊寅焼、因又新造一印〈刻人同上〉」とあることから、本印章より先に存在していた「平戸藩蔵」印が、文政元年十月七日の火災で焼失したため、本印章が作られたことが分かる。本印章の具体的な製作年は不明だが、85番「平戸藩蔵書」印・86番「子孫永宝」印・76番「楽歳堂図書記」印と同じ箱に収められて、伝わっているため、文政二年に製作されたものであろう。

121番：晋斎通刻。銅製。鈕の情報はない。

平戸城保管分四類のうちの一類で、文政七年に製作されたもの。

本章を終えるにあたって、「平戸藩蔵書」印・「子孫永宝」印・「楽歳堂図書記」印について、これまで述べたことと、今後の課題をまと

めておきたい。

まず、「平戸藩蔵書」印について。印面から、「長方形タイプ」（72番・79番）、「正方形タイプ「蔵」」（77番）、「正方形タイプ「壺」」（85番・119番）の三タイプに区分した。

長方形タイプの使用期間は明確には分らないが、楽歳堂を創設した頃から使い始めているのではないだろうか。寛政三年に模刻した79番が残っていない理由も分かっていないが、火災で焼失したのか、破損したのかもしれない。

正方形タイプ「蔵」の使用期間は、天明六年春から文政元年十月七日までである。しかし、前段階の正方形タイプ「蔵」の「平戸藩蔵書」印が、天明六年春に製作した印章と同じ印面を持つものだった場合は、始点をさらに遡って、楽歳堂を創設した安永八年（推定）から考える必要がある。

正方形タイプ「壺」は、江戸保管分と平戸保管分の二顆が存在した。江戸保管分の使用期間は、文政二年春から、最長で清が死去する天保十二年六月二十九日までと判断される。江戸保管分の印影と平戸保管分の印影を見分けることは困難であるが、文政二年春から文政七年四月までは、清自身が江戸保管分を使用したことは間違いない。

次に、「子孫永宝」印について。印面から、「陽刻αタイプ」（73番・80番）、「陽刻βタイプ」（78番）、「陰刻タイプ」（86番・120番）の三タイプに区分した。

「子孫永宝」印は、「平戸藩蔵書」印の来歴と符号する。つまり、陽刻αタイプは長方形タイプの「平戸藩蔵書」印に、陽刻βタイプは正方形タイプ「蔵」の「平戸藩蔵書」印に、陰刻タイプは正方形タイプ「壺」の「平戸藩蔵書」に、それぞれ符合する。

最後に、「楽歳堂図書記」印について。印面から、「縦長タイプ」(74番)、「横長 α タイプ」(75番)、「横長 β タイプ」(76番・118番)の三タイプに区分した。

縦長タイプの使用期間は不明だが、いつまで使用したかが判明する点で重要な存在である。前述のように、最も遡って安永八年頃から、焼失する文政元年十月七日まで、と考えられそうである。

74番「楽歳堂図書記」印(縦長タイプ)が72番「平戸藩蔵書」印と73番「子孫永宝」印とセットであることに鑑みると、72番と73番も同様に、最も遡って安永八年頃から使用が開始されたと判断できそうである。

横長 α タイプは興味深い印章である。製作され、現存するものの、現在までに捺された印影を発見できていないものである。

横長 β タイプは、江戸保管分と平戸保管分の二類が存在する。江戸保管分については、使用期間が明確には分らないが、状況から、使用期間は文政二年春から、最長で清が死去する天保十二年六月二十九日までであると推測される。

「平戸藩蔵書」印・「子孫永宝」印・「楽歳堂図書記」印のタイプ分けをもって、清の蒐集品に捺された印影を分析し、蒐集品の制作年代や書写年代などから、使用期間や使い分けの違いを検討すべきであるが、紙幅が限られているため、稿を改めたい。しかし、江戸保管分と平戸保管分の違いを考える上でヒントになり得ることを、最後に一点だけ触れておきたい。

清の蒐集品の蔵書印を確認すると、正方形タイプ「矩」の「平戸藩蔵書」印、陰刻タイプの「子孫永宝」印、横長 β タイプの「楽歳堂図書記」印には、蒐集品に直接捺されたものと、印影部分だけを切り取って蒐集品に貼り付けたものが存在する。モノによっては、「平戸藩

印章名	タイプ	番号	「楽歳堂」印面画像	使用期間	安永8	天明6	寛政3	文政元	文政2	文政7	天保12
「楽歳堂図書記」印	長方形タイプ	72番		安永8年(1779) ? ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							
		79番		寛政3年(1791) ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							
	正方形タイプ「蔵」	77番		(安永8年(1779) ? ~) 天明6年(1786) ~ 文政元年(1818) 10月7日							
	正方形タイプ「矩」	85番		文政2年(1819) 春 ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							
		119番		文政7年(1824) ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							
「子孫永宝」印	縦刻 α タイプ	73番		安永8年(1779) ? ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							
		80番		寛政3年(1791) ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							
	縦刻 β タイプ	78番		(安永8年(1779) ? ~) 天明6年(1786) ~ 文政元年(1818) 10月7日							
	陰刻タイプ	86番		文政2年(1819) 春 ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							
		120番		文政7年(1824) ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							
「楽歳堂図書記」印	縦長タイプ	74番		安永8年(1779) ? ~ 文政元年(1818) 10月7日							
	横長 α タイプ	75番		? ~ ?							
	横長 β タイプ	76番		文政2年(1819) 春 ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							
		118番		文政7年(1824) ~ 天保12年(1841) 6月29日 ?							

(表) 印章のタイプと使用期間

蔵書」印・「子孫永宝」印・「楽歳堂図書記」印三つ全て揃っている場合もあれば、いずれか二つ、あるいは一つしかない場合もあるのだが、管見では、直接捺印と貼紙は混在しないのである。つまり、例えば、「平戸藩蔵書」印・「子孫永宝」印・「楽歳堂図書記」印が三つある場合、「平戸藩蔵書」印が直接捺印である一方で、「子孫永宝」印と「楽

歳堂図書記」印が貼紙であるというパターンは存在しない。全てが直接捺印か、全てが貼紙か、というパターンしか存在しないのである。

蒐集品に直接捺印し得るのは清しかいないため、直接捺印のパターンは江戸にいる清が江戸保管分を自身で捺したものの、一方で貼紙のパターンは平戸にいる家臣らが清に代わって、平戸保管分を別の紙に捺し、それを切り取って楽歳堂の蔵書に貼ったもの、と想定ができそうだが、それを結論付けられる材料は現在持っていない。今後の課題である。

三 『御家乗』記載の印影

次に掲げるのは、『御家乗』の「印章」項の頁と、本稿で扱ってきた印影の表である。

印影の表について説明をしておく。表中の「―」は該当情報なしという意である。また、「」は墨書等の改行を示している。

左の項目から、

- ・番号
- ・大分類―『御家乗』の記載に合わせて、「先世印」（清の先代の使用印）と「今印」（清の使用印）とした。
- ・小分類―『御家乗』の記載に合わせた。逸巖公は篤信、安靖公は誠信である。
- ・印主―印章の使用者。
- ・『御家乗』画像―印影部分を拡大した画像。
- ・対応印の画像―松浦史料博物館に伝わる印章の印面部分を拡大した画像。

・松浦史料博物館什器類番号―松浦史料博物館に伝わる印章は「什器類」に分類される。

・印文―印文を記載した。解読できなかった文字は「」とした。

・直接捺印／貼紙―印面が『御家乗』の帳面に直接捺印されたものか、貼紙が貼られているかの区別をした。

・印影色―『御家乗』の印影の色を記載した。

・陰陽―印文が陰刻か陽刻かを区別した。

・印影法量―『御家乗』の印影の最大法量を記載した。

・実物の印面法量―対応する印章の印面の最大法量を記載した。

・素材―『御家乗』に記載される素材を記載した。

・鈕・背面―『御家乗』に記載される鈕や背面の形状や文様について

記載した。なお、『御家乗』では鈕を「紐」と記載しているが、表では「鈕」に統一している。

・篆刻者名―『御家乗』に記載される篆刻者名を記載した。

・製作年―『御家乗』に記載された製作年、あるいは関連情報から製作年を記載した。

・個別墨書等―該当の印影に付けられた墨書を記載した。

・備考―各印影に共通する情報や、欄外に配置されていることを記載した。

（瓜生・松浦）

番号	大分類	小分類	印主	「御家集」画像	対応印の画像1	対応印の画像2	和漢史料 博物館 収蔵番号	印文	書体・印文 紙	印影色	陰陽	印刷法量 (縦×横×高/最大の 法量を併記)	実物の印法量 (縦×横×高/最大の 法量を併記)	素材	印・背面 (印文では 無し)	篆刻者名	製作年	別名・備考等	備考1	備考2
1	先世印	逸齋公印 額	五 松浦萬信 額				1174	前面：萬信 背面：封	捺印	前面：黒 背面：黒	前面：陰 背面：陰	前面：1.8×1.7 背面：0.9×0.8	(印面は欠失) 背面：0.9×0.9	牛角	両面刻	-	-	「銀印牛角／両面 刻」。		
2	先世印	逸齋公印 額	五 松浦萬信 額				1174	萬信	捺印	朱	陰	2.6×2.6	2.7×2.6	磁石	無記	-	-	「磁石／無記」。		
3	先世印	逸齋公印 額	五 松浦萬信 額				1174	印	捺印	朱	陰	2.3×2.6	2.4×2.7	磁石	無記	-	-	「磁石／無記」。		
4	先世印	逸齋公印 額	五 松浦萬信 額				1174	前面：書 背面：第一笑	捺印	前面：朱 背面：朱	前面：陰 背面：陰	前面：2.4×2.4 背面：2.4×2.4	前面：2.5×2.5 背面：2.5×2.5	磁石	両面刻	-	-	「磁石／両面刻」。		
5	先世印	逸齋公印 額	五 松浦萬信 額				1174	前面：笑 背面：戯	捺印	前面：朱 背面：朱	前面：陰 背面：陰	前面：2.0×1.6 背面：2.0×1.9	前面：2.0×1.6 背面：2.0×2.0	磁石	両面刻	-	-	「磁石／両面刻」。		
6	先世印	安清公印 額	彦 松浦誠信 額				1176	誠信	捺印	黒	陰	1.8×1.8	1.8×1.8	牛角	方刻	-	-	「銀印牛角／方 刻」。		
7	先世印	安清公印 額	彦 松浦誠信 額				-	寛濟	捺印	黒	陰	1.6×1.6	-	牛角	方刻	-	-	「牛角／方刻」。		
8	先世印	安清公印 額	彦 松浦誠信 額				1176	封	捺印	黒	陰	1.9×1.9	1.8×1.8	牛角	方刻	-	-	「牛角／方刻」。		
9	先世印	安清公印 額	彦 松浦誠信 額				-	寛濟	捺印	黒	陰	1.6×0.6	-	牛角	方刻	-	-	「牛角／方刻」。		
10	先世印	安清公印 額	彦 松浦誠信 額				1176	封	捺印	黒	陰	1.3×1.2	1.3×1.3	牛角	無記	-	-	「牛角／無記」。		
11	先世印	安清公印 額	彦 松浦誠信 額				1176	印	捺印	黒	陰	1.1×1.1	1.2×1.2	牛角	無記	-	-	「牛角／無記」。		
12	先世印	安清公印 額	彦 松浦誠信 額				-	松	捺印	朱	陰	1.1×1.1	-	磁石	方刻	-	-	「磁石／方刻」。		
13	先世印	逸齋公印 額	武 松浦萬信 額				1174	任使然	捺印	朱	陰	4.4×1.5	4.5×1.6	磁石	無記	-	-	「磁石／無記」。		
14	先世印	逸齋公印 額	武 松浦萬信 額				1174	戯	捺印	朱	陰	1.8×1.8	1.8×1.8	磁石	無記	-	-	「磁石／無記」。		
15	先世印	先世之印 額	彦 松浦誠信 額				1176	權造	捺印	朱	陰	1.8×1.7	1.8×1.8	磁石	無記	-	-	「磁石／無記」。		
16	先世印	先世之印 額	彦 松浦誠信 額				1176	松尾軒	捺印	朱	陰	4.1×1.6	半参考値（印面の裏 が外れないため、裏 の法量）4.3×1.6	磁石	無記	-	-	「磁石／無記」。		
17	先世印	先世之印 額	彦 松浦誠信 額				1176	吾庵門	捺印	朱	陰	5.5×1.8	5.6×1.9	磁石	無記	-	-	「磁石／無記」。		
18	今印	印信 武松五 郎（当初「松 政」、その後 「武松政」）	松浦清 額				-	總親康氏	捺印	朱	陰	3.0×1.8	-	水晶	-	山原康	天明6年 (1786)	「水晶印／東郷山原 康刻」。		
19	今印	印信 武松五 郎（当初「松 政」、その後 「武松政」）	松浦清 額				1168-2	平戸候	捺印	朱	陰	2.9×2.9	3.0×3.0	水晶	-	山原康	天明6年 (1786)	「水晶印／山原康 刻」。		「以上三顆／慈宮所 藏／天明6年丙午春 刻字」。
20	今印	印信 武松五 郎（当初「松 政」、その後 「武松政」）	松浦清 額				1168-2	色坂守	捺印	朱	陰	2.9×2.9	2.9×2.9	水晶	-	山原康	天明6年 (1786)	「水晶印／山原康 刻」。		
21	今印	印信 武松五 郎（当初「松 政」、その後 「武松政」）	松浦清 額				1168-1	世村色坂	捺印	朱	陰	3.0×3.0	3.1×3.2	磁	獅子紐	前川直内	-	「磁印／獅子紐／淡 筆前川直内刻」。		
22	今印	印信 武松五 郎（当初「松 政」、その後 「武松政」）	松浦清 額				-	松浦氏	捺印	朱	陰	2.9×1.5	-	磁石	-	玉前盛徳	-	「磁石／玉前俊近江 守源朝臣盛徳刻」。		
23	今印	印信 武松五 郎（当初「松 政」、その後 「武松政」）	松浦清 額				-	柳田第二重	捺印	朱	陰	6.5×6.5	-	磁石	背刻裏	橘茂美	-	「磁石／印／背刻／ 裏／東郷橘茂美 刻」。		

平戸藩主の印章

番号	大分類	小分類	印主	「蘭家集」画像	対比印の画像1	対比印の画像2	松浦史料 博物館什 品類番号	印文	複製捺印/ 貼紙	印墨色	印周	印面法量 (縦cm×横cm/最大 法量を除く)	実物の印面法量 (縦cm×横cm/最大の 法量を除く)	素材	印・背面 (原文では [印])	篆刻者名	製作年	個別画像等	備考1	備考2
24	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	西藩之鎮	捺印	朱	角	6.5×6.5	-	磁石	再刻鳳	源亮	-	「磁石/印ノ再刻ノ 鳳ノ長崎源亮刻」。		
25	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	藩政■録	捺印	朱	角	3.6×3.6	-	竹	虎紐	橋次郎	-	「竹印ノ虎紐ノ橋次 長刻」。		
26	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	清	捺印	朱	角	2.9×2.9	-	牛角	方紐	-	-	「牛角ノ方紐ノ宝雲 畫押証状凡当ノ用印 記者押此印」。		
27	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	源朝記清	捺印	朱	角	2.3×2.3	-	白磁石	蛟紐	高孟彪	-	「白磁石ノ蛟紐ノ平 安高孟彪刻」。		
28	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	源朝記清	捺印	朱	角	2.4×2.4	-	白磁石	蛟紐	前川虚舟	-	「白磁石ノ蛟紐ノ虚 舟刻」。		
29	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	前面：源清之 印 背面：小白	捺印	前面：朱 背面：朱	前面：陰 背面：陽	前面：1.1×1.2 背面：1.1×1.2	-	磁石	蛟紐	前川虚舟	-	「磨印ノ磁石ノ蛟紐 ノ虚舟刻」。		
30	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	小白	捺印	朱	角	2.4×2.4	-	白磁石	蛟紐	前川虚舟	-	「白磁石ノ蛟紐ノ虚 舟刻」。		
31	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	雪州	捺印	朱	角	3.3×1.8	-	白磁石	蓮花紐	前川虚舟	-	「白磁石ノ蓮花紐ノ 虚舟刻」。		
32	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				1168-2	若冲居士	捺印	朱	角	2.4×2.4	2.4×2.4	磁石	獅子紐	源造(包氏)	-	「磁石ノ獅子紐ノ源 造刻」。		
33	今印	-	松浦清				-	清	貼紙	朱	角	1.5×1.5	-	水晶	-	吾森通	文政4 (1821)		欄外にあり。	(記帳)【文政辛巳 重改刻】。 (記帳)「二顆水晶 印」。 (記帳)「吾森通 典」。
34	今印	-	松浦清				-	小白	貼紙	朱	角	1.1×1.1	-	水晶	-	吾森通	文政4 (1821)		欄外にあり。	
35	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	雪守	捺印	朱	角	2.3×2.3	-	白磁石	蛟紐	高孟彪	-	「白磁石ノ蛟紐ノ高 孟彪刻」。		
36	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	雪守	捺印	朱	角	2.8×1.4	-	磁石	獅子紐	高孟彪	-	「磁石ノ獅子紐ノ高 孟彪刻」。		
37	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	徳恩書齋	捺印	朱	角	2.5×2.5	-	磁石	蓮花紐	五藤保(徳澤・ カ)	-	「磁石ノ蓮花紐ノ五 藤保刻」。		
38	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	徳恩齋	捺印	朱	角	2.5×2.5	-	磁石	蓮花紐	源造(包氏)	寛政元年 (1789)	「磁石ノ蓮花紐ノ寛 政元年源造刻(明年 ノ七十ノ)」。		
39	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	世封色紙	貼紙	朱	角	2.8×2.8	-	白磁石	-	山原綱	-	「白磁石」。		
40	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				1168-1	橋次第二坐	貼紙	朱	角	3.3×2.2	3.3×2.3	黄磁石	-	山原綱	-	「黄磁石」。		
41	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	前面：源朝記 清 背面：字小白	貼紙	前面：朱 背面：朱	前面：陽 背面：陽	前面：2.9×2.9 背面：2.8×2.8	-	白磁石	両面刻	山原綱	-	「白磁石ノ両面 刻」。		(記帳)「山原綱 刻」。
42	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	忠孝之家	貼紙	朱	角	3.2×1.7	-	白磁石	-	山原綱	-	「白磁石」。		
43	今印	印信 武松五 郎(当初「拾 玖」、その後 「武松郎」)	松浦清				-	前面：徳恩齋 背面：雪守	貼紙	前面：朱 背面：朱	前面：陽 背面：陰	前面：2.7×2.7 背面：2.7×2.7	-	白磁石	両面刻	山原綱	-	「白磁石ノ両面 刻」。		
44	今印	-	松浦清				-	徳恩齋記	貼紙	朱	角	1.6×1.6	-	日光磁石	-	山原綱	-	「日光ノ磁石」。	欄外にあり。	(記帳)「山原綱 刻」。
45	今印	-	松浦清				-	読得	貼紙	朱	角	2.1×1.1	-	磁石	蓮花	橋次	-	「磁石ノ蓮花」。	欄外にあり。	(記帳)「橋次 刻」。

番号	大分類	小分類	印主	「國家集」画像	対応印の画像1	対応印の画像2	松浦史料 博物館件 図録番号	印文 博物館件	複製捺印/ 貼紙	印色	捺用	印刷法量 (縦cm×横cm/最大の 法量を除く)	実物の印面法量 (縦cm×横cm/最大の 法量を除く)	素材	印・背面 (原文では 無し)	篆刻者名	製作年	創刊圖書等	備考1	備考2
46	今印	印鑑寄寓之巻 参観	松浦清		-	-	-	前面：赤清 背面：真	捺印	前面：朱 背面：朱	前面：周 背面：周	前面：2.0×2.0 背面：2.0×2.0	-	象牙	両面刻	-	寛政2年 (1790)	「象牙／両面刻」。		
47	今印	印鑑寄寓之巻 参観	松浦清		-	-	-	前面：小白 背面：真	捺印	前面：朱 背面：朱	前面：周 背面：周	前面：1.2×1.2 背面：1.2×1.2	-	象牙	両面刻	-	寛政2年 (1790)	「象牙／両面刻」。		「以上三顆寛政二年 春刻」。
48	今印	印鑑寄寓之巻 参観	松浦清		-	-	-	前面：雪州 背面：真	捺印	前面：朱 背面：朱	前面：周 背面：周	前面：1.7×1.1 背面：1.7×1.1	-	象牙	両面刻	-	寛政2年 (1790)	「象牙／両面刻」。		
49	今印	数寄印 武蔵 松浦清	松浦清		-	-	-	數	捺印	朱	周	4.0×4.0	-	牛角	方刻	-	天明8年 (1788)	「牛角／方刻／天明 八年春製」。		
50	今印	数寄印 武蔵 松浦清	松浦清				1168-4	數	捺印	朱	周	1.6×1.5	1.6×1.6	磁石	無刻	-	-	「磁石／無刻／常平 所造／用此印」。		
51	今印	-	松浦清		-	-	-	花居	貼紙	朱	周	2.1×1.2	-	-	-	-	文化4年 (1807)	-	欄外にあり。	
52	今印	-	松浦清		-	-	-	江東徳備	貼紙	朱	周	1.9×1.9	-	-	-	-	文化4年 (1807)	-	欄外にあり。	「三印文化」訂夏刻 用」。
53	今印	-	松浦清		-	-	-	静山	貼紙	朱	周	1.9×1.9	-	-	-	-	文化4年 (1807)	-	欄外にあり。	
54	今印	-	松浦清			-	1168-1	清	貼紙	朱	周	1.7×1.7	1.7×1.7	銅	-	漢字良伊	文化8年 (1811)	-	欄外にあり。	
55	今印	-	松浦清			-	1168-1	静山	貼紙	朱	周	2.5×2.5	2.5×2.4	銅	-	漢字良伊	文化8年 (1811)	-	欄外にあり。	「(貼紙) 「三顆／銅 印」。(貼紙) 「漢字良伊 拝判／文化八年辛未 刻」。
56	今印	-	松浦清			-	1168-1	諒得亭	貼紙	朱	周	3.1×1.7	3.1×1.6	銅	-	漢字良伊	文化8年 (1811)	-	欄外にあり。	
57	今印	御幸印 式 松浦清 観	松浦清		-	-	-	三皇御幸	捺印	朱	周	2.2×2.2	-	磁石	獅子紐	横次亮	-	「磁石／獅子紐／横 次亮製」。		
58	今印	御幸印 式 松浦清 観	松浦清		-	-	-	前面：三皇御 幸 背面：竹	捺印	前面：朱 背面：朱	前面：周 背面：周	前面：1.0×1.0 背面：1.0×1.0	-	磁石	両面刻	-	前面：寛政元 年(1789) 背面：天明8 年(1788) 「寛政元年刻 天明 八年刻」。	「磁石／両面刻／ (墨リ消し) 「寛政 元年／刻」」。 「寛政元年刻 天明 八年刻」。		
59	今印	護封印 陸奥 松浦清	松浦清		-	-	-	護封	捺印	朱	周	2.0×2.0	-	牛角	方刻	-	天明8年 (1788)	「此印文化茂良と聯 ／銘除傳／牛角／方 刻」。	印に墨線が引かれ る。 文化5年(1808) 欄 外に与えたため除 傳。	
60	今印	護封印 陸奥 松浦清	松浦清		-	-	-	護封	捺印	朱	周	2.2×1.2	-	牛角	方刻	-	天明8年 (1788)	「同上／牛角／方 刻」。	印に墨線が引かれ る。 文化5年(1808) 欄 外に与えたため除 傳。	
61	今印	護封印 陸奥 松浦清	松浦清		-	-	-	護封	捺印	朱	周	3.3×1.6	-	牛角	方刻	-	天明8年 (1788)	「同上／牛角／方 刻」。	印に墨線が引かれ る。 文化5年(1808) 欄 外に与えたため除 傳。	「以上五顆天明八年 刻」。
62	今印	護封印 陸奥 松浦清	松浦清		-	-	-	護封	捺印	朱	周	1.4×1.4	-	牛角	方刻	-	天明8年 (1788)	「同上／牛角／方 刻」。	印に墨線が引かれ る。 文化5年(1808) 欄 外に与えたため除 傳。	
63	今印	護封印 陸奥 松浦清	松浦清		-	-	-	護封	捺印	朱	周	0.9×0.9	-	牛角	方刻	-	天明8年 (1788)	「同上／牛角／方 刻」。	印に墨線が引かれ る。 文化5年(1808) 欄 外に与えたため除 傳。	
64	今印	護封印 陸奥 松浦清	松浦清		-	-	-	護封	捺印	朱	周	1.7×1.7	-	磁石	無紐	清人	-	「磁石／無紐／清人 製」。		
65	今印	-	松浦清		-	-	-	家	貼紙	朱	周	2.3×2.3	-	-	-	静寛河台	-	「(貼紙) 「静寛河台 御慕親」。	欄外にあり。	
66	今印	-	松浦清		-	-	-	封	貼紙	朱	周	1.3×1.1	-	-	-	福川林谷	-	「(貼紙) 「林谷山人 広名篆刻」。	欄外にあり。	
67	今印	-	松浦清		-	-	-	封	貼紙	朱	周	1.6×1.6	-	磁石	-	-	-	「磁石」。	欄外にあり。	
68	今印	-	松浦清		-	-	-	護封	貼紙	朱	周	1.4×1.4	-	水晶	無紐	横次	-	「(貼紙) 「水精印横 次」。 (貼紙) 「横次 刻」。	欄外にあり。	

平戸藩主の印章

番号	大分類	小分類	印主	「國家蔵」画像	対比印の画像1	対比印の画像2	松浦史料 博物館什 品類番号	印文 博物館什 品類番号	複製材料/ 貼紙	印刷色	種類	印刷法量 (縦×横×厚cm/最大) (法量を印す)	実物の印刷法量 (縦×横×厚cm/最大) (法量を印す)	素材	印・背面 (原文では 無し)	篆刻者名	製作年	個別画像等	備考1	備考2
69	今印	-	松浦清		-	-	-	星	貼紙	朱	陶	2.8×2.8	-	銅	獅子紐	-	文化6年 (1809)	「右前印獅子紐文化 6年己巳清ノ之江戸少能 改刻以属」。	欄外にあり。 己巳清ノ之江戸少能 改刻以属」。	
70	今印	白銀印 色紙	松浦清		-	-	-	合鍵色印	捺印	朱	陶	1.9×3.2	-	磁石	無紐	岡山謙	-	「磁石ノ無紐ノ巨岡 山謙刻」。		
71	今印	-	松浦清		-	-	-	封	貼紙	朱	陶	2.9×2.9	-	銅	獅子紐	菅森通	文政4年 (1821)	「文政辛巳置刻ノ前 印獅子紐ノ菅森通 刻」。	印と蓋書を載せた紙 を欄内に貼る。 慶応3年(1867)8 月23日に「公手許上 り」(什品類1168- 1)。	
72	今印	回答印 色紙	松浦清			-	1168-3	平戸藩蔵書	捺印	朱	陶	4.1×2.6	4.2×2.2	銅	漆綴紐	前川虚舟	-	「前印ノ漆綴紐ノ虚 舟刻」。		
73	今印	回答印 色紙	松浦清			-	1168-3	子孫永宝	捺印	朱	陶	3.2×3.2	3.2×3.2	銅	漆綴紐	前川虚舟	-	「前印ノ漆綴紐ノ虚 舟刻」。		
74	今印	回答印 色紙	松浦清		-	-	-	朱藏堂回答印	捺印	朱	陶	3.4×3.3	-	銅	無紐	前川虚舟	-	「此印改刻之災次巳 印ノ無紐ノ前川虚 舟刻」。	文政元年(1818) の火災で焼亡。 印ノ無紐ノ前川虚 舟刻」。	
75	今印	回答印 色紙	松浦清			-	1168-4	朱藏堂回答印	捺印	朱	陶	4.9×5.0	4.8×4.8	銅	無紐	藩邸工	-	「前印ノ無紐ノ藩邸 工刻」。		
76	今印	-	松浦清			-	1168-3	朱藏堂回答印	貼紙	朱	陶	3.5×3.4	3.5×3.6	銅	-	菅森通	文政2年 (1819)	「貼紙」。「菅森通 刻」。 「貼紙」 「前印」。 75番を作り直したも の(74番の蓋書参 照)。	欄外にあり。 文政2年(1819)に 75番を作り直したも の(74番の蓋書参 照)。	
77	今印	回答印 色紙	松浦清		-	-	-	平戸藩蔵書	捺印	朱	陶	3.0×3.0	-	磁	銀綴紐	前川虚舟	天明6年 (1786)	「此二印改刻機に 又改刻見左ノ磁印ノ 銀綴紐ノ虚舟刻」。	これより先に製作し た「平戸藩蔵書印」 (印面・印影ともに 残存せず)が壊滅し たため。天明6年 (1786)に壊滅。 文政元年(1818) の火災で焼亡。改め て製作したもの(85 番)。	「先所刻之平戸藩蔵 書子孫永宝之二印ノ 藩邸天明六年丙午春 刻此印為記」。
78	今印	回答印 色紙	松浦清		-	-	-	子孫永宝	捺印	朱	陶	3.0×3.0	-	磁	銀綴紐	前川虚舟	天明6年 (1786)	「同上ノ磁印ノ藩邸 刻ノ虚舟刻」。 (印面・印影ともに 残存せず)が壊滅し たため。天明6年 (1786)に壊滅。 文政元年(1818) の火災で焼亡。改め て製作したもの(86 番)。	これより先に製作し た「子孫永宝印」 (印面・印影ともに 残存せず)が壊滅し たため。天明6年 (1786)に壊滅。 文政元年(1818) の火災で焼亡。改め て製作したもの(86 番)。	
79	今印	回答印 色紙	松浦清		-	-	-	平戸藩蔵書	捺印	朱	陶	4.0×2.6	-	磁	無紐	-	寛政3年 (1791)	「磁印ノ無紐(白書 枚ノ碧銅)」。	72番を寛政3年 (1791)に複製。	
80	今印	回答印 色紙	松浦清		-	-	-	子孫永宝	捺印	朱	陶	3.2×3.2	-	磁	無紐	-	寛政3年 (1791)	「磁印ノ無紐(白書 枚ノ碧銅)」。	73番を寛政3年 (1791)に複製。	「以上二印寛政三年 辛亥虚舟内ノ所刻之 前印重刻為記」。
81	今印	-	松浦清			-	1168-3	徳源斎	貼紙	朱	陶	4.1×1.8	4.2×2.2	銅	無紐	稲毛直道	文化6年 (1809)	「貼紙」文化六年 己巳刻ノ江戸印蔵書 押之」。 「貼紙」 「前印像 印」。 「貼紙」 「前印像 直道(白文朱方印 「直」(白文朱方 印)「直」)」。	欄外にあり。 己巳刻ノ江戸印蔵書 押之」。 「貼紙」 「前印像 印」。 「貼紙」 「前印像 直道(白文朱方印 「直」(白文朱方 印)「直」)」。	
82	今印	-	松浦清			-	1168-1	水月軒	貼紙	朱	陶	3.6×2.4	3.7×2.4	銅	-	-	-	「貼紙」水月軒 (銅ノ印)」。	欄外にあり。	
83	今印	-	松浦清			-	1168-1	三心亭	貼紙	朱	陶	1.8×1.8	1.8×1.8	銅	-	-	勘齋	「貼紙」三心亭 (銅ノ印)」。	欄外にあり。	
84	今印	回答印 色紙	松浦清		-	-	-	(貼紙)	捺印	朱	陶	6.2×6.2	-	木	-	東郷印工	-	「木印ノ東郷印工 刻」。		
85	今印	回答印 色紙	松浦清			-	1168-3	平戸藩蔵書	貼紙	朱	陶	3.2×3.1	3.0×3.2	銅	-	菅森通	文政2年 (1819)	「先印因焼亡己印時 改作二翻 文政 二」。 「貼紙」 「菅森通 刻」。 「貼紙」 「前印」。	72番を文政2年 (1819)に複製。	「所蔵回答書時成時ノ 之非常用之者也」。
86	今印	回答印 色紙	松浦清			-	1168-3	子孫永宝	貼紙	朱	陶	3.3×3.0	3.3×3.1	銅	-	菅森通	文政2年 (1819)	「貼紙」 「菅森通 刻」。 「貼紙」 「前印」。	76番を文政2年 (1819)に複製。	
87	今印	回答印 色紙	松浦清		-	-	-	徳源斎記録	捺印	朱	陶	2.4×2.4	-	磁石	獅子紐	源造(巳氏)	寛政元年 (1789)	「磁石ノ獅子紐ノ寛 政元年源造刻(8年 ノ七十ノ)」。		
88	今印	回答印 色紙	松浦清			-	1168-3	平戸藩蔵	貼紙	朱	陶	3.2×3.1	3.2×3.0	銅	-	源造(巳氏)	-	「蔵書之押印改刻機 因又新造一印(8 人員ノ土ノ前 印)」。	文政元年(1818) の火災で焼亡した印 の複製。	
89	今印	-	松浦清		-	-	-	常静子	貼紙	朱	陶	2.7×2.3	-	-	-	-	-	-	欄外にあり。	

番号	大分類	小分類	印主	「國家集」画像	対応印の画像1	対応印の画像2	松浦史料 博物館件 図録番号	印文 印文	複製捺印/ 貼紙	印刷色	捺印	印刷法量 (縦cm×横cm/最大の 法量を併記)	実物の印法量 (縦cm×横cm/最大の 法量を併記)	素材	印・背画 (原文では [印])	篆刻者名	製作年	個別図書等	備考1	備考2
90	今印	-	松浦清			-	1168-1	足水末流	貼紙	朱	捺	2.1×2.1	2.1×2.1	-	-	松定	-	(貼紙)「松定 別」。	欄外にあり。	
91	今印	-	松浦清		-	-	-	舟一人取字高 人取	貼紙	朱	捺	3.6×1.7	-	-	-	楠夢	-	(貼紙)「楠夢 別」。	欄外にあり。	
92	今印	-	松浦清		-	-	-	白方可印也中 書不可能也	貼紙	朱	捺	3.0×2.8	-	-	-	-	-	-	欄外にあり。	
93	今印	遊印	松浦清			-	1168-2	(報告)	捺印	朱	捺	5.6×2.7	5.7×2.6	絹帛	-	-	-	-		
94	今印	遊印	松浦清		-	-	-	止於慈	貼紙	朱	捺	2.0×2.3	-	-	-	河合隆平	-	(貼紙)「(朱文方 印)「江戸深川松村 町/河合隆平」」。		「喜倉集此物天然成 大土形像/役手南造 之」。
95	今印	遊印	松浦清		-	-	-	大■	捺印	朱	捺	7.4×4.0	-	白曜石	再刻較	源忠(白紙)	-	「白曜石/青紙/ 較/源忠別」。		
96	今印	遊印	松浦清		-	-	-	移影(梅に 月)	捺印	朱	捺	2.5×2.0	-	曜石	獅子紐	源忠(白紙)	-	「曜石/獅子紐/ 源忠別」。		
97	今印	遊印	松浦清			-	1168-1	善説人間異書	捺印	朱	捺	4.0×2.0	4.0×2.0	白曜石	雲紐	源忠(白紙)	-	「白曜石/雲紐」。		
98	今印	遊印	松浦清			-	1168-2	漢語一漢	捺印	朱	捺	4.1×2.2	4.1×2.2	白曜石	杓羅紐	-	-	-		「以上二聯後漢之長 崎皆西土人并刻印時 刻者/其姓氏非印 或無用然以真判所出 外別中」。
99	今印	-	松浦清		-	-	-	宋漢體記	貼紙	朱	捺	2.4×2.5	-	銅	龜紐	松浦	文化10年 (1813)	(貼紙)「前印電 印」。 (貼紙)「龜」。 (貼紙)「鹿」。 (貼紙)「馬」。 (貼紙)「虎」。	欄外にあり。	
100	今印	-	松浦清		-	-	-	典理往來	貼紙	朱	捺	1.7×1.7	-	曜石	馬紐	松浦	文化10年 (1813)	(貼紙)「典理往 來馬紐」(貼紙) 「典理」。	欄外にあり。 印と墨書を載せた紙 を貼る。	
101	今印	遊印	松浦清		-	-	-	弄龍	捺印	朱	捺	3.5×2.5	-	銅	龍紐	-	-	「龍印/龍紐」。		
102	今印	遊印	松浦清		-	-	-	(無印)	捺印	朱	捺	2.8×2.7	-	銅	牧童騎馬紐	-	-	「銅印/牧童騎/ 馬紐」。		
103	今印	遊印	松浦清		-	-	-	武勝郡	捺印	朱	捺	2.1×1.3	-	銅	龍紐	-	-	「銅印/龍紐」。		
104	今印	遊印	松浦清		-	-	-	(無印)	捺印	朱	捺	1.8×1.6	-	銅	飛龍馬紐	-	-	「銅印/飛龍馬/ 紐」。		
105	今印	遊印	松浦清		-	-	-	聯芳接武	捺印	朱	捺	2.5×2.5	-	銅	獅子紐	-	-	「聯芳/接武/銅印 /獅子紐」。		
106	今印	遊印	松浦清		-	-	-	■感念記	捺印	朱	捺	2.7×2.7	-	銅	狗紐	-	-	「銅印/狗紐」。		
107	今印	-	松浦清			-	1168-1	江東隱者	貼紙	朱	捺	2.8×1.8	2.9×1.9	磁	龍紐	松浦	文化10年 (1813)	(貼紙)「龍印」。 (貼紙)「龍紐」。 (貼紙)「松浦桂 月」。 (貼紙)「松浦」。	欄外にあり。	
108	今印	-	松浦清			-	1168-1	(水月)	貼紙	藍	捺	2.0×2.0	2.0×2.0	-	-	墨文堂	文化12年 (1815)	-	欄外にあり。	
109	今印	-	松浦清			-	1168-1	村	貼紙	藍	捺	1.9×1.9	1.9×1.9	-	-	墨文堂	文化12年 (1815)	-	欄外にあり。	
110	今印	-	松浦清			-	1168-1	水月軒印	貼紙	藍	捺	3.3×3.3	参考考査(容容の蓋 が外れないため、蓋 の法量) 3.2×3.2	-	-	墨文堂	文化12年 (1815)	「同/上/同人別 同年月」。	欄外にあり。	
111	今印	遊印	松浦清		-	-	-	(無印)	捺印	朱	捺	2.8×2.8	-	銅	牧童騎馬紐	-	「天明6年 (1786)江 戸で入手」	「銅印/牧童騎馬 之松浦都/乃ち/先世 所伝之印字也相同故 判中」。		
112	今印	遊印	松浦清		-	-	-	■	捺印	朱	捺	2.2×2.2	-	銅	象紐	-	「天明8年 (1788)江 戸で入手」	「銅印/象紐/天明 八年於京都得之」。		

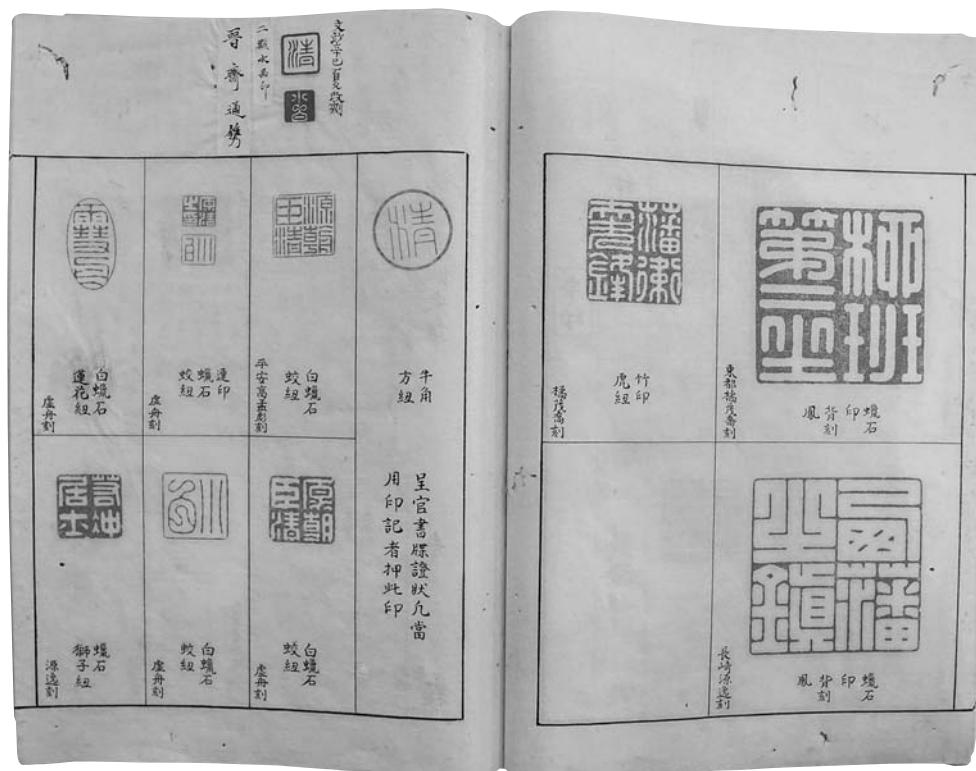
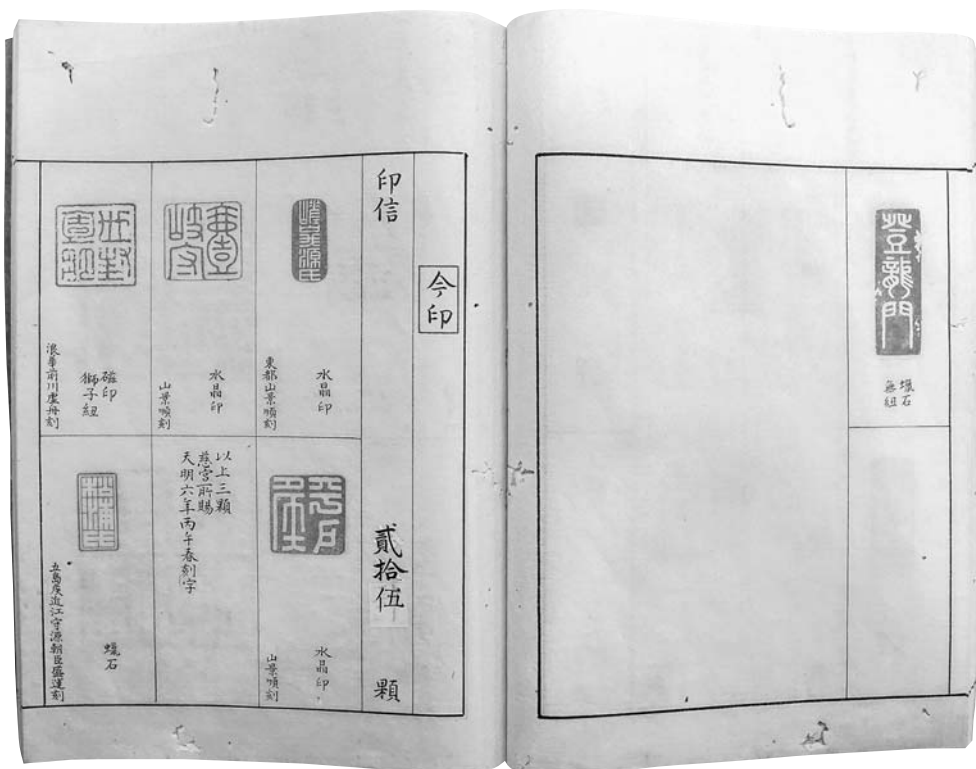
平戸藩主の印章

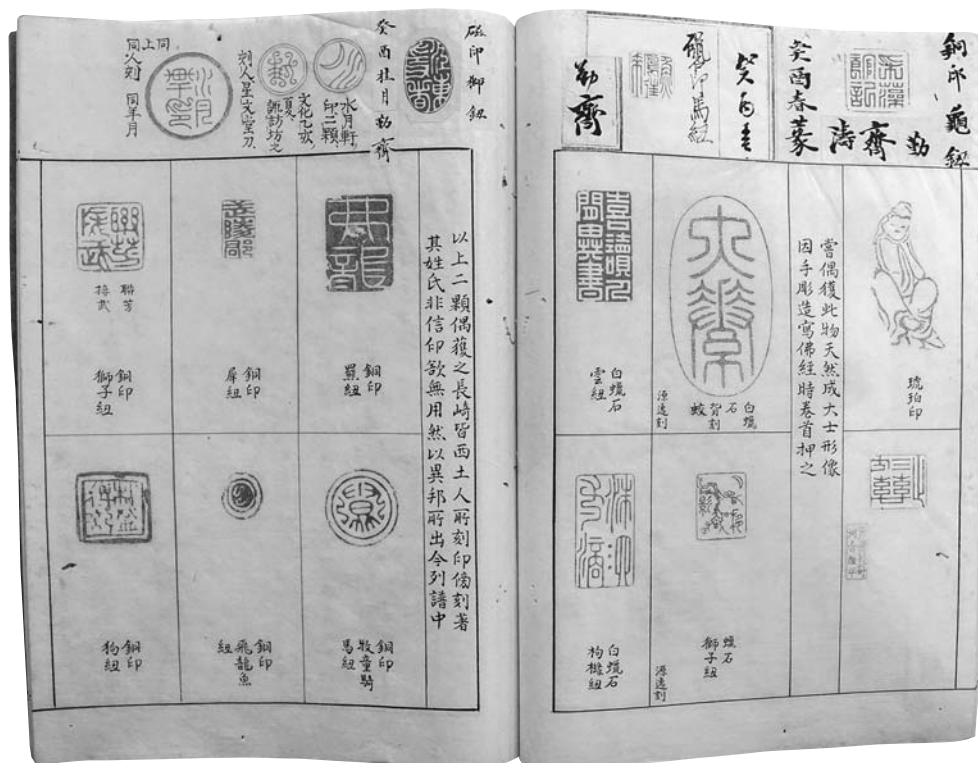
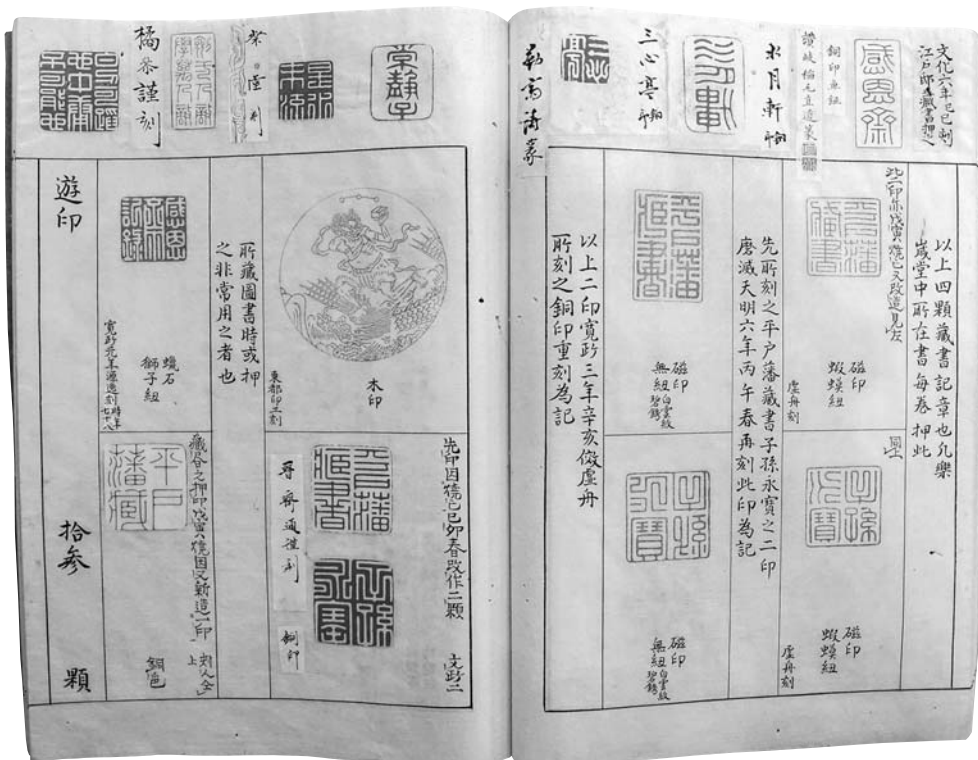
番号	大分類	小分類	印主	「蘭家集」画像	対比印の画像1	対比印の画像2	松浦史料 博物館什 品番号	印文 (水月)	複製媒体/ 紙紙	印刷色	種類	印刷法量 (縦cm×横cm/最大寸 法量を除く)	実物の印法量 (縦cm×横cm/最大寸 法量を除く)	素材	印・背画 (原文では 無し)	篆刻者名	製作年	個別書等	備考1	備考2
113	方印	-	松浦清			-	1168-1	(水月)	紙紙	朱	陶	1.7×1.3	1.7×1.3	-	-	-	-	「水月」。	欄外にあり。	
114	方印	-	松浦清			-	-	白染	紙紙	朱	陶	2.1×2.1	-	-	-	吉森通	-	「白染」。 (疑知)「吉森通 通」。	欄外にあり。	
115	方印	-	松浦清			-	1168-4	益	紙紙	朱	陶	2.2×2.2	2.2×2.2	-	-	宮下主善	文政2年 (1819)	-	欄外にあり。 文政元年(1818) の火災で焼亡した印 を文政2年(1819) に複製。	「二印蘭書集に用ゆ ／戊寅二焼／江戸 ／印改／通」。
116	方印	-	松浦清			-	1168-4	江戸杜	紙紙	朱	陶	1.9×1.0	1.9×1.0	-	-	宮下主善	文政2年 (1819)	-	欄外にあり。 文政元年(1818) の火災で焼亡した印 を文政2年(1819) に複製。	「以上宮下主善 用」。
117	方印	-	松浦清			-	1168-3	墨水老侯侍御 数字書籍之記	紙紙	朱	陶	4.8×2.3	4.9×2.3	-	-	-	文政2年 (1819)	「江戸先年造之侍御 数字書籍用／書二 大然二(現せ消 ち)【(加)】東 ／火災二焼亡ス因 ／復己卯ノ春依旧改造 ／己卯二月記」。	欄外にあり。 文政元年(1818) の火災で焼亡した印 を文政2年(1819) に複製。	
118	方印	-	松浦清			-	1181	東嶽堂印書記	紙紙	朱	陶	3.4×3.4	3.5×3.4	銅	-	吉森通	文政7年 (1824)	-	平戸城保管分。	
119	方印	-	松浦清			-	1181	平戸藩御書	紙紙	朱	陶	3.2×3.1	3.2×3.1	銅	-	吉森通	文政7年 (1824)	-	平戸城保管分。	「以上江戸蘭印集 等之記前印者在于江 戸藩邸此印書是平戸 城以爲記／文政七年 甲申四月吉森通 撰」。
120	方印	-	松浦清			-	1181	子孫永宝	紙紙	朱	陶	3.1×3.0	3.1×3.0	銅	-	吉森通	文政7年 (1824)	-	平戸城保管分。	
121	方印	-	松浦清			-	1181	平戸藩蔵	紙紙	朱	陶	3.2×3.1	3.2×3.1	銅	-	吉森通	文政7年 (1824)	-	平戸城保管分。	
122	方印	-	松浦清			-	1168-4	勝山流水	紙紙	朱	陶	2.6×2.6	2.7×2.7	水晶	-	勘齋	文政10年 (1827)	(貼紙)「品印」。		
123	方印	-	松浦清			-	-	豊功	紙紙	朱	陶	3.6×2.0	-	-	-	勘齋	文政14年 (1817)	(貼紙)「丁丑 豊功」。	(貼紙)「丁丑桂枝 勘齋撰」。	
124	方印	-	松浦清			-	-	流水居士	紙紙	朱	陶	2.8×2.5	-	銅	-	勘齋	文政10年 (1827)	(貼紙)「蘭印」。		
125	方印	-	松浦清			-	-	誠	紙紙	朱	陶	1.2×1.2	-	銅	亀紐	-	天保2年 (1831)	-		
126	方印	-	松浦清			-	-	村	紙紙	朱	陶	1.7×1.2	-	銅	亀紐	-	天保2年 (1831)	母印／亀紐)。 (貼紙)「天保辛卯 冬日刻 蔵人」。 明治3年(1867)8 月23日に「松手跡止 り」(什番箱1168- 1)。		
127	方印	-	松浦清			-	-	承	紙紙	朱	陶	2.0×2.0	-	銅	亀紐	-	天保2年 (1831)	-		
128	方印	-	松浦清			-	1168-1	江東	紙紙	朱	陶	2.6×1.4	2.6×1.4	-	-	-	天保9年 (1838)	-		
129	方印	-	松浦清			-	1168-1	流水	紙紙	朱	陶	2.6×1.4	2.6×1.4	-	-	-	天保9年 (1838)	-	「天保九ノ戊辰孟秋 上旬ノ家藏六 印」。	該当の印箱は128番 と129番の両面刻。
130	方印	-	松浦清			-	1168-1	流水居士	紙紙	朱	陶	1.2×1.2	1.3×1.3	鍍金	-	堀川林谷	文政7年 (1824)	-	欄外にあり。	(貼紙)「鍍金印文 政七年甲申八月制二 蘭」。
131	方印	-	松浦清			-	1168-1	江東	紙紙	朱	陶	2.2×1.1	2.1×1.1	鍍金	-	堀川林谷	文政7年 (1824)	-	欄外にあり。	(貼紙)「林谷山人 氏名蘭製」。 (貼紙)「(朱文朱 方印)「茅壺町蘭部 ／家藏 林谷」」。

- (1) 「印」は印そのものを指す場合もあれば、捺された印痕を指す場合もある。本稿では次のように定義する。
- ・印章—印そのもの。
 - ・印影—捺された印痕。
 - ・印—印章または印影をいうが、特に「(印文)」印と表記する場合は、その印文が彫られた印章をいう。
- (2) 小野則秋『日本の蔵書印』、芸文社、一九五四年。荻野三七彦『印章』、吉川弘文館、一九六六年。国立国会図書館『人と蔵書と蔵書印—国立国会図書館所蔵本から—』、雄松堂出版、二〇〇二年。久米雅雄『はんこ』(ものと人間の文化史一七八)、法政大学出版局、二〇一六年。
- (3) 有用なデータベースとして、一般財団法人人情報学研究所がウェブ上に開設している「蔵書印データベース」(故青田寿美氏が作成し、二〇二二年度末まで国立国文学研究資料館が公開していたデータベースを継承したもの)がある。
- (4) 松浦史料博物館所蔵、古文書類Ⅰ—2—19。法量は縦二七・五センチメートル、横一九・九センチメートル。
- (5) 松浦史料博物館所蔵「静山公行実」(古文書類Ⅰ—1(ロ)95)。
- (6) 岩崎義則「近世大名の書物観—平戸藩築歳堂文庫を手掛かりとして—」(九州史学会シンポジウム「近世九州大名の文庫形成と書物観」、於九州大学)、二〇一三年。
- (7) 松浦史料博物館所蔵、古文書類Ⅰ—6—24—34①寛政十二年十月十一日(木製。二枚のうちの一枚)。
- (8) 松浦史料博物館所蔵、図書類(乙198—2126)。
- (9) 松浦史料博物館所蔵、古文書類Ⅰ—6—24—34②文化十五年三月十八日(木製。二枚のうちの一枚)。
- (10) 松田清『洋学の書誌的研究』、臨川書店、一九九八年。朝日新聞社西部企画部編『平戸・松浦家名宝展』(展覧会図録)、二〇〇〇年。
- (11) 松浦史料博物館所蔵、古文書類Ⅶ—1(イ)4。松浦史料博物館所蔵本の他に、京都大学附属図書館所蔵本がある。京都大学附属図書館所蔵本は松浦史料博物館所蔵本より後に書写された修正本であると考えられている。
- (12) 生没年未詳。大坂の篆刻家。名は利涉。通称は一右衛門。別号に石鼓館。
- (13) 「甲子夜話」巻第六十八(中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話』五(東洋文庫三三八)、平凡社、一九七八年、五三頁—五九頁)。
- (14) 不詳。
- (15) 清の蒐集品に捺された印影に関しては、紙幅の都合上、本稿では触れることができない。別稿に譲りたい。
- (16) 不詳。リスト38番の記載によると、寛政元年に七十八歳であると記される。
- (17) 不詳。
- (18) 宝暦五年(一七五五)〜文政六年(一八二三)。篆刻家。高松藩家臣であったが、辞して皆川淇園に師事。のち、江戸で高芙蓉に篆刻を学び、その後継者と目された。名は直道。字は聖民。通称は官右衛門。別号に燕々居。
- (19) 享保七年(一七二二)〜天明四年(一七八四)。本姓は大島。通称逸記。名は孟彪、字は孺皮。高芙蓉と称した。
- (まつうら こうすけ 当館学芸部文化財課資料登録室主任研究員)
(くが たかし 公益財団法人松浦史料博物館主任学芸員)
(うりゅう みどり 滋賀県立安土城考古博物館学芸員)
- 本稿を成すにあたり、執筆者である久家氏のほか、松浦史料博物館の岡山芳治氏、出口洋平氏のご協力をいただきました。また、印章の法

量計測にあたっては、一瀬智氏、折山桂子氏、桑原有寿子氏、齋部麻矢氏、望月規史氏（以上、九州国立博物館。五十音順。）のご協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表します。

本稿は、科学研究費助成事業基盤研究（C）「近世大名家伝来コレクションの基礎的研究―松浦家コレクションの分析を通じて―」（研究代表者：松浦晃佑、研究課題：21K0086）の成果の一環です。





永月

白樂

香

印

印

墨水光候停時
歌學書指之記

此六顆 先世所傳蓋玩物格文或郡名姓氏或軍刺一
字皆西土所鑄造今欲無用然以其異紐奇詭可愛置之
左右供把玩而其非名
印者時或用為護封



銅印
牧童騎牛圖

天明六年丙午春得之於京都乃與
先世所傳之印字組相同故列諸中



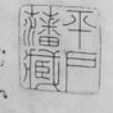
銅印
東紐

天明八年於京都傳之
天明六年丙午春得之於京都乃與
先世所傳之印字組相同故列諸中

凌雲印 文政七年八月刻 二顆

印

林台人唐名字製



以上四顆銅印華嚴堂之記而印者在于江都即此印有置於平戶城以為記
文政七年甲申四月晉齋通鑄

晶印



不頁桂水

萬南清篆



天保辛卯冬月利

藏六

天保
成益永上院
藏於藏六居